

令和5年度第2回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和5年11月10日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

本庁舎1階101共用会議室・102共用会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 岡田部長

資産管理部契約課 大塚課長、吉村担当課長、
和田調整係長、中村土木契約係長、
柿野建築契約係長

【設計担当】

総務企画局 本庁舎等整備推進室 岸田担当課長、畑担当課長、
大室担当係長

建設緑政局 北部都市基盤事務所 河原所長、駒澤課長補佐、
篠原職員

多摩区役所 道路公園センター 後藤担当課長、関口担当係長、
齋藤職員

中原区役所 道路公園センター 小野担当課長 伊藤課長補佐、
小山職員

環境局 施設部施設整備課 池田課長、笠原担当課長、
櫻井職員

上下水道局 水管理センター水道施設管理課 篠田課長、山岸課長補佐、
五十嵐職員

上下水道局 総務部管財課 春林担当係長

交通局 企画管理部経理課 野川課長補佐

病院局 総務部経営企画室 梶職員

4 議 題

(1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの発注工事の抽出
事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局
事務局

[令和5年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

[議題(1)について]

○「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告

市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和5年4月1日から令和5年5月30日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

また、前回の委員会でいただいた意見を踏まえ、2回目・3回目の入札で落札決定となった案件については「再入札」・「再々入札」と記載し、令和5年度上半期に不調となった案件のうち、再度発注し落札決定となった案件については「再発注」であることを報告

○「令和3・4年度くじ引きによる落札決定件数」(資料3)について報告

前回の委員会でいただいた意見を踏まえ、市長部局・上下水道局・交通局・病院局の各局において、令和3年度・令和4年度にくじ引きにより落札決定を行い契約した工事について、契約方法別・業種別にそれぞれの件数を報告

○「令和5年度上半期指名停止等一覧」(資料4)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和5年度上半期に指名停止等を行った事案を報告

[事務局説明に対する質疑について]

土屋委員

資料1の不調案件について、不調になりやすい全体の傾向等があれば御教示いただきたい。

資料3のくじ引きにより落札決定となった案件について、指名競争入札の方が全体としての割合が有意に高いように思われるが、その理由が分かるのであれば御教示いただきたい。

資料4の指名停止等一覧について、4番の建設業法に違反する行為があったとあるが、具体的な内容を御教示いただきたい。また、2番の履行期限の遅延とあるが、期間はどれぐらいだったのか。

事務局

資料1について、不調の傾向というのは断定することは難しいが、どちらかと言えば建築工事については、一部見積もりをベースとして業者が積算しており、市の積算よりも高くなっているのが理由の一つと推測される。

資料3について、業種別では土木、舗装、造園といった土木工事については積算が容易であるため、正確な積算が可能であると考えられる。一方、建築工事については、一部見積もりをベースとして積算しているため、差が顕著であると考えられる。また、指名競争入札の方が一般競

争入札よりもくじ引きによる落札決定の割合が多い理由は、推測になるが、指名競争入札の場合、過去の受注実績等を踏まえ履行能力のある業者を指名するため、本市の競争入札に意欲的に参加される業者が多く、くじ引きの割合が高くなると考えられる。一方で一般競争入札の場合、土木工事は全体としてくじ引きになりやすいという傾向はあるものの、業種によって人気・不人気があるため、積算を正確に行えたとしても応札を見送る業者がいることから、相対的にくじ引きの割合が低くなると推測される。

資料4について、4番は経営事項審査に関して資格要件を満たしていない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことで得た経営事項審査結果を公共工事の発注者である自治体に提出し、競争入札参加資格を得ていた案件になる。令和4年度にも同様の事例があり、前回の入札監視委員会においても質問をいただいていた。公共工事の発注者である各自治体にとって、有資格業者が建設業法を遵守しているかは極めて重要であるため、経営事項審査の虚偽申請については、国もモデルケースを示しており、虚偽申請がなされた経営事項審査をもとに、各自治体において競争入札参加資格の登録が行われていたこと場合は全国対応としており、本市としても3か月間の指名停止を行った。また、2番は15日間の履行期限の遅延であった。本市の規定では工事以外の案件については、2週間以上の遅延があった場合には指名停止となる。

渡邊委員

資料4の指名停止等一覧について、3番の具体的な内容を御教示いただきたい。また、4番の資格要件を満たしていない者を技術職員名簿に記載して受注したとのことだが、受注した後にその事実が発覚して指名停止となったが、受注自体はそのままなされたということによいか。

事務局

資料4について、3番は上下水道局発注の案件になるが、工事中に通信ケーブルを破損してしまい、回線に通信障害を起こしたため、公衆損害として指名停止を行った。また、4番は実際に本市の工事を受注したかではなく、虚偽の申請による経営事項審査結果を用いて競争入札参加資格を得ていたため、指名停止とした。そのため、もしかしたら実際に工事を受注していた可能性や、落札や応札を行わなかった可能性もあるが、今回の指名停止においては考慮する事項ではない。

渡邊委員

資料1について、不調案件が多いことに驚いたが、不調案件が多いのは最近の傾向なのか。それとも以前から約1割、不調案件があったのか。

また、再々入札の件数も多くあると感じるが、随意契約の案件で再々入札を行ったが金額が折り合わなかったケースがあるのか。ある場合にはどのような扱いとなるのか。

事務局

不調案件は例年1割前後で推移しているが、近年は微増傾向にある。理由としては、昨今の技術者不足や資材の高騰等が考えられる。

随意契約の再々入札において有効に成立しなかった場合は、開札の結果として不調という取り扱いになる。その後改めて指名通知を送付し、見積合わせを行っている。

渡邊委員 不調案件について、昨今の技術者不足や資材の高騰を理由に微増傾向にあるという話であったが、市としては見積もりを見直すといった検討をしているのか。

事務局 見積もりに関しては工事担当課との兼ね合いもあるが、市としての見解としては、技術者不足が不調の原因として多いと考えており、発注の時期を偏らずに一年を通して発注を行うといった、発注の平準化で対策をしており、その点を強化していくことで効果が得られると考えている。

井町委員長 資料3について、くじ引きによる落札決定の件数を示してほしいと前回の委員会で申し上げて提示していただいているところだが、市としてくじ引きの割合が50%程度であるといったデータをこれまでも認識していたのか。それとも今回提示することで認識したのか。

事務局 従来から認識しており、市としても対策を講じているところではあり、建築工事よりも土木工事の件数が多いことを再確認しているが、トータルでの割合といった観点では、御指摘のとおり明確にはこれまで捉えていない。実際にはそれぞれの工事の性質によるところもあるため、この結果を踏まえてトータルでの対応ということは考えていない。

井町委員長 意見になるが、委員会の立場としては入札であることから当然競争があるべきであり、適切な金額での入札、しかるべき運用がなされているのが当然である。しかし、くじ引きの割合が50%程度であることは、様々な事情があることは理解し否定するつもりはないが、入札の仕組みという理念を念頭に置くと理解しづらい部分がある。先ほどの不調の話もあるが、これからも工夫を以ってできるだけ競争入札となるよう御尽力いただきたい。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題(2)について]

議題(2)の「令和5年4月1日から令和5年9月30日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「川崎市役所第2庁舎解体撤去・広場等整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「川崎市役所第2庁舎解体撤去・広場等整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 2者辞退の理由は何か。

設計担当 推測になるが、技術者不足が理由として考えられる。工期が余裕期間を除き17か月と長期であることから現場代理人・監理技術者の拘束期間が長い。また、工期中に本庁舎への移転に伴う荷物の搬入があり、道

	<p>路を使用する際に調整が必要であるとともに、工事場所の北側では別途道路工事を発注する予定であり、調整にあたり密な連絡調整が必要である。さらに、敷地がかなり狭く、作業スペースや資材置き場の確保といった条件も辞退の理由として考えられる。</p>
土屋委員	<p>川崎市低入札価格調査結果概要において、下請先からも価格面で協力をいただき、費用の削減につながりましたとあるが、具体的には何か。</p>
事務局	<p>構成員の佐田建設株式会社は、長年に渡り川崎市発注の建設工事を受注している会社であり、これまでに築かれた下請先との関係性から、調整面での容易さや、管理費の低減といった価格面での協力を得られたことである。</p>
渡邊委員	<p>入札参加者資格の類似工事の完工実績について、平成19年4月1日以降の完工実績である理由は何か。</p>
設計担当	<p>入札参加資格において、過去15年という規定があり、平成19年4月1日としている。</p>
事務局	<p>補足になるが、川崎市一般競争入札実施要綱運用指針で定めている。</p>
渡邊委員	<p>現場説明「なし」という意味は何か。複雑な工事のように見受けられるが、現場説明をなしとした理由は何か。</p>
設計担当	<p>図面発注となるため、図面で詳細に説明をしている。現場説明「あり」の場合、現場に来てもらいその場で質問対応となるが、図面発注の場合、図面を見てもらい何か質問があれば質問してもらおう。基本的には建築工事では現場説明はなく、本案件についても一般的な解体工事であることから、現場説明「なし」としている。</p>
渡邊委員	<p>実際に工事着手してから図面と現場が違うということもあると思うが、どのように対応しているのか。</p>
設計担当	<p>工事着手後は、市の職員または委託監督員が現場監督員として就き、都度質疑を行い対応する。</p>
	<p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p>
事務局	<p>○一般競争入札の抽出事案「麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（水路撤去等）工事」の入札条件・落札結果等について説明</p> <p>[一般競争入札の抽出事案「麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（水路撤去等）工事」の事務局の説明に対する質疑について]</p>
土屋委員	<p>現地の状況の記載があるが、工事により現地はどのように直るのか。</p>
設計担当	<p>歩道に見える箇所があるが、実際は箱状の水路となっており、この場所に都市計画道路尻手黒川線を新たに築造するにあたり、水路を撤去しなければならないため、その水路の撤去工事を行う。</p>
土屋委員	<p>不参・辞退の理由は何か。</p>
設計担当	<p>施工現場が狭く、構造物撤去の作業にかなりの労力・時間が掛かると</p>

	入札参加業者が想定しているのが理由として考えられる。
土屋委員	再々入札となっているが、応札額の下げ幅が少なく、厳しい入札となったと思われるが、その要因は何か。
設計担当	応札業者が積算に誤りがないよう、精度の高い積算を行ったと推測される。
渡邊委員	再入札の場合、最低の応札額が開示されるということによいか。また、再々入札の場合も同様に開示されるのか。
事務局	そのとおり。
井町委員長	応札業者は応札したのが自身1社しかいないことはわかるのか。
事務局	応札業者はわからない。
井町委員長	2回目の応札で1回目の応札から5万円、3回目の応札で2回目の応札から10万円応札額を下げているが、4回目の入札はないことから、より多く額を下げたと考えてよいか。
設計担当	推測になるが、札入れの状況から考えると、落札を狙って応札していると思われる。
【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】	
事務局	○指名競争入札の抽出事案「調整池維持（多摩）工事」の入札条件・落札結果等について説明
	[指名競争入札の抽出事案「調整池維持（多摩）工事」の事務局の説明に対する質疑について]
渡邊委員	開札状況表の無効というのは最低制限価格を下回っているからなのか。
設計担当	そのとおり。
渡邊委員	抽出事案1では調査基準価格を下回っているが、調査を行い落札決定としているのに対し、本案件は最低制限価格を下回っている時点で無効としているが、調査基準価格を設ける場合と最低制限価格を設ける場合の基準はあるのか。
事務局	抽出事案1のような総合評価一般競争入札案件の場合、地方自治法上、最低制限価格を設定することができず、調査基準価格を設定する。総合評価一般競争入札の対象となるかについては、金額を判断の基準としており、業種建築では3.5億円以上、その他の業種では2.5億円としている。
土屋委員	調整池維持工事は毎年行っているものか。
設計担当	そのとおり。
土屋委員	工期（当初）とあるが、工期の変更を行っているのか。
設計担当	工期の変更は行っていない。変更があれば変更を行う。
土屋委員	不参・辞退が多い理由は何か。

また、3者応札があり、1者は予定価格と同額、1者は予定価格超過、1者は最低制限価格を1万円下回った応札であるが、これまでの話で土木工事では積算の精度が高いと伺っている中で、1者最低制限価格を1万円下回っている理由は何か、また、1者予定価格を超過している理由は何か。

設計担当 推測になるが、技術者の配置や他の工事との兼ね合いを踏まえて各社応札を行ったと思われる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「中原区内道路反射鏡設置工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「中原区内道路反射鏡設置工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 有効札6者に対して、5者が最低制限価格と同額の応札でくじ引きとなっているが、入札参加業者は他の業者も同額で応札を行い、くじ引きで落札決定になると想定しているのか。

事務局 積算基準に基づき積算を正確に行うことができれば、最低制限価格と同額の応札を行うことができる。その状況について、建設業協会からも要望があり、土木工事に関しては他の政令指定都市でも同様の状況となっている。横浜市では予定価格にランダム係数を乗じることで最低制限価格を算出する方式を採用しているが、本市では今年度10月から変動型最低制限価格方式を試行で実施している。詳細については後ほど説明する。

井町委員長 工事内容は簡易であり、積算も簡易な工事なのか。道路反射鏡8基を順番に設置する工事なのか。

設計担当 そのとおり。

井町委員長 道路反射鏡自体は業者が用意するのではなく、部品等に指定があるのか。

設計担当 構造図に示したとおりに設置してもらう工事である。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「浮島処理センター資源化処理施設プラスチック一括回収対応改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

[随意契約の抽出事案「浮島処理センター資源化処理施設プラスチック一括回収対応改修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 設計担当	<p>予定価格から 114 千円しか差がないが、その理由を教えてください。</p> <p>予定価格は本市の設計基準に基づいて積算しており、諸経費の部分についても同様に積算しているが、諸経費の部分において業者の見積もりと相違していると思われる。</p>
土屋委員 設計担当	<p>高磁力マグネットプーリとは何か。</p> <p>コンベアの最後の部分になるが、コンベアの中に金属を引き付けるための磁石を設置することで、禁忌品と呼ばれるプラスチックとしてリサイクルすることができないものをくっつける設備がマグネットプーリと呼ばれる。現在の磁石では製品プラスチックが増加した際に、禁忌品も増加してしまうリスクがあることから、その磁石を強くすることで禁忌品を取り除くことができるようにする。</p>
井町委員長	<p>そもそも令和 6 年から市内一部で開始する製品プラスチックの一括回収とは何か。</p>
設計担当	<p>本市ではプラスチック製容器包装を分別回収しリサイクルに回していたが、国が「プラスチックに係る自然循環の促進等に関する法律」を令和 3 年度に制定しており、本市としても製品プラスチックについても容器包装プラスチックと同様に分別回収し、リサイクルに回す取り組みを行っている。令和 6 年度から川崎区のみ先行して実施しており、令和 8 年度から全市に展開していく予定である。</p>
井町委員長	<p>川崎市内の全てのプラスチック製品を浮島処理センターで処理対応するのか。</p>
設計担当	<p>そのとおり。補足すると、プラスチック製容器包装は現在、全て浮島処理センターで処理しているが、製品プラスチックについても回収を始めると一定程度まで処理はできるが、今後処理しきれなくなる可能性があることから、国が定める手法を用いて外部施設を利用していくことも検討している。なお、本市として管理している施設は浮島処理センターのみである。</p>
井町委員長	<p>耐用年数は何年か。</p>
設計担当	<p>設備によって異なるが、概ね機械設備は 10 年から 15 年ほどで劣化が始まるため、部分的に改修が必要になる。</p>
井町委員長	<p>改修を行う場合は随意契約となるのか。それとも競争入札を行うのか。</p>
設計担当	<p>施設全てを替えるのであれば競争入札となるが、現在の施設を延命化して利用していく場合には、現在の施設に基づいた設計の変更を行うため、随意契約となる。</p>
<p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p>	
事務局	<p>○随意契約の抽出事案「令和 5 年度 長沢浄水場 薬品注入設備修理工事」の入札条件・落札結果等について説明</p>

[随意契約の抽出事案「令和5年度 長沢浄水場 薬品注入設備修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員
設計担当

落札率が低い理由は何か。

本工事の積算に関しては、材料費と業務人工については受注者である株式会社水機テクノスからの見積もりを採用しているが、諸経費については水道工事標準積算基準書を採用している。諸経費について差が出ていると推測される。

渡邊委員
設計担当

落札業者は諸経費があまり掛からないという理解でよいか。

そのとおり。

渡邊委員

本案件は随意契約であるが、薬品注入設備は、最初に業者が受注する際に汎用性の高い機械とすることはできないのか。汎用性が高い機械であれば、その後の契約も一般競争入札で対応することができるのではないか。

設計担当

本工事は調整機器の内部部品の交換の工事であるが、その調整機器には各会社のノウハウがあり、その会社の内部部品を交換する必要がある。どこのメーカーであったとしても、どの部品でもよいものではなくそのメーカーが独自に開発しているものが多いため、そのメーカーが提供する部品しか使用できない。そのため、汎用性の高い部品を使用しているメーカーは知る限りない。

渡邊委員
設計担当

随意契約となるのは致し方がないのか。

本工事に限らず、メーカー独自の機器については、そのメーカーと随意契約となるのが一般的である。

土屋委員
設計担当

機器の部品の交換の頻度はどれくらいなのか。

機器は全部で14台あり、今年度は5台交換を行う。毎年4から5台交換を行っており、3年周期で交換を行う。

井町委員長

本案件については落札率が低いことを理由に案件抽出がなされていると思われる。一般競争入札では最低制限価格や調査基準価格により品質の担保がされていると考えられるが、随意契約では最低制限価格や調査基準価格がないため、品質の担保はどのように行っているのか。

設計担当

委託契約の場合の話になるが、低い金額での応札の場合には落札を保留し、応札額に誤りがないか調査することもある。

井町委員長
設計担当

本案件の場合はどうなのか。

先ほども申し上げたが、材料費と業務人工については株式会社水機テクノスの見積もりを採用しており、品質の担保はされていると考えている。

井町委員長

労務に関する経費も積算時に業者に見積もりを取っており、予定価格に反映されているということによいか。その場合、労務ではない別の理由が、落札率が低い理由となるが、その部分について問題ないことを確認しているということによいか。

設計担当

そのとおり。諸経費の部分で差が出ていると考えているが、諸経費に

仮設費や現場管理費、一般管理費が含まれており、株式会社水機テクノスとしては応札額で施工できると判断されていると認識している。また、市としても問題ないと考え、随意契約している。

土屋委員 この施設に関係する他の工事があるため諸経費が下がるというのであれば理解できるが、他に工事はないのか。

事務局 他に工事はない。

井町委員長 落札率が約半分ではあるものの、中身を精査して問題ないことを確認して契約締結していると思われるが、仮に落札率がより低い場合、落札率を基にした判断基準があるのか。それとも中身を精査して都度の判断となるのか。

事務局 入札であれば基準があるが、随意契約は見積合わせであり入札ではないことから、応札額が極端に低いといったことがなければ、業者がその額で履行が可能であり、本案件のようにその業者しか履行できないのであれば、受注機会を奪うことは難しいと考えている。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 [議題(3) その他について]

事務局 ○工事請負契約における変動型最低制限価格方式の試行実施について
工事の入札において、一部の業種で入札参加者の多くが資材の調達や施工方法の工夫に関わらず、最低制限価格で入札せざるを得ない状況が生じていることから、くじ引きによる落札抑制及び入札参加者の適切な利益の確保に向けて、変動型最低制限価格方式を令和5年10月1日より試行実施することを報告。

[事務局説明に対する質疑について]

井町委員長 変動型最低制限価格方式を採用することによる弊害はあるのか。

事務局 変動型最低制限価格方式を導入してから10年ほど経過している名古屋からは、落札率は下がる傾向にあるが、変動型最低制限価格方式は有効に働いているという回答があった。

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、案件抽出を行うことを確認。

○令和6年度前期の委員会の開催日について

令和6年7月9日(火)14時から委員会を開催することについて了承された。

土屋委員 変動型最低制限価格方式の試行実施を踏まえ、次回開催の令和6年第1回入札監視委員会では、変動型最低制限価格方式の対象案件をわかるように明記してほしい。

[閉会]

井町委員長 それでは、これで令和5年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。